

2022年6月10日

各位

会社名 株式会社 g u m i
 代表者名 代表取締役社長 川 本 寛 之
 (コード番号: 3903 東証プライム市場)
 問合せ先 取 締 役 本 吉 誠
 (TEL. 03-5358-5322)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年7月27日開催予定の第15回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ① 2021年6月16日施行の「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、新たに上場会社に「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第13条第2項を追加するものであります。
 バーチャルオンリー株主総会は、多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止にも資すると考えております。
 なお、当社は、定款変更にあたり、経済産業大臣及び法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けております。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることになることから、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集) 第13条 (省 略) (新 設) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(招集) 第13条 (現行どおり) <u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> (削 除)

<p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。 <u>2.</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>付則</u> <u>第2条</u> 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 <u>2.</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日で開催する株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 <u>3.</u> 本条は施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>
--------------	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年7月27日（予定）
 定款変更効力発生日 2022年7月27日（予定）

以 上